

第60号

# 青少年センター

## だより

令和6年度計画

令和5年度歩み



新居浜市青少年センター

## ボランティアの心は美しい



新居浜市補導委員の皆様には、平素より見守り活動を通して青少年の健全育成にご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。皆様方の御健勝を心からお慶び申し上げます。今年の夏は特に暑く、記録的な猛暑が続きました。そのような中でも日々補導活動に取り組んでくださっていることに心から感謝申し上げます。

昨年度の巻頭言では、増え続ける小中学生の不登校の状況について紹介しましたが、本年度は過去最高の数字になる見込みです。高校生にも不登校は増加しているようです。日本人は生きづらい社会構造の中で大きな閉塞感と向き合っているのでしょうか。人間は、人が集まる社会の中で生きていくことを避けられません。AI や ICT だけでは人は満たされることはないでしょう。

今、本当に必要なのは暖かい人と人との交流です。補導委員をはじめボランティア活動を通して地域の青少年と触れてくださる皆様の存在価値は極めて重要です。非行や犯罪の無い心穏やかで明るい、持続可能な社会環境を築くことができれば、児童生徒の健全育成は自ずと進むものと思います。補導活動はそうした社会環境を支えるものであると言えます。

地域には朝夕の登下校時に子どもたちの日常を見守ってくださる方々もおられます。「地域見守り隊」の皆様方です。近年は高齢化が進み、ボランティアながら引退式を学校で行うところもあるようです。子どもたちに愛され、保護者に感謝され、先生方から尊敬される。「そのような生き方もいいなあ、かっこいいなあ、素敵だなあ。」と、しみじみと思います。この活動は、大阪教育大学付属池田小学校において校内に侵入した男により多くの子どもたちや教員の尊い命が奪われた事件をきっかけとして、本市の各校区に結成されたものです。ボランティアによる見守りが今でも続いているものです。

凶悪な事件や道徳観を疑うような酷いニュースがお茶の間を席卷して、皆様もこれからの日本社会を憂う日々が多いかもしれませんが、補導委員の皆様方を初め、目の前の子どもたちや青少年に温かい眼差しと言葉を掛け、良き方へと導いて下さるボランティア活動は本当に貴重です。これからもどうかよろしく願いいたします。

私は 30 歳の頃、市内の中学校で 2 年間生徒指導主事を務めていたことがあります。その頃は、生徒指導主事が分担してセンター長と公用車で補導活動に出掛け、デパートやゲームコーナーで声掛けを行う等、学校と行政が協力して補導活動を実施していたことを懐かしく思い出します。

この夏（7月13日）に開催された市町少年補導委員ブロック別東予地区研修大会「新居浜大会」では、今井会長さんをはじめ役員の皆様方のご尽力により、今治市、西条市、四国中央市、新居浜市の4市の青少年補導活動について、実践に基づいた協議がなされました。その姿は本当に暖かく、児童生徒の健全育成を基盤とした真剣な話し合いでした。「ボランティアの心」の美しい姿を目の当たりにし、補導委員と行政や学校を繋ぐ青少年センターの価値を今一度痛感したところです。

私たちの補導活動はすぐには成果の見えにくいものであるかもしれませんが、確実な愛情表現であることに間違いはありません。新居浜市の子どもたちが幸せを感じ、立派な大人に成長してくれることを願いつつ、良き道へと導きくださる補導委員の皆様方の「ボランティアの美しい心」が青少年健全育成の希望の灯となるよう心から期待いたしまして、ご挨拶いたします。

新居浜市教育委員会教育長 高橋 良光

## (1) 位 置

本市は、愛媛県の東部、東経133度17分北緯33度57分に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は燧灘を隔て広島県に面している。

## (2) 面 積

市域 東西20.52km, 南北21.48km

面積 234.47km<sup>2</sup> (R5.4.1現在 国土地理院)

## (3) 人 口

総数 113,466人

男 54,805人

女 58,661人

## (4) 世 帯

世帯数 57,528世帯

(人口とも、R6.3月末現在)



# 目 次

はじめに「ボランティアの心は美しい」	1
○青少年センターの概要と活動状況	
1 概要と施設等	4
2 活動区域内の状況	4
3 組織機構	5
4 令和6年度新居浜市青少年センター運営方針、重点目標及び活動計画	6
5 青少年センター運営協議会	8
6 令和5年度事業の概要	9
7 街頭補導	10
8 相談活動	12
9 青少年善行表彰	13
10 環境浄化活動	15
○令和5年の少年非行概況（新居浜署生活安全白書より）	16
○新居浜市青少年センター主管事業	19
○令和6年度新居浜市小・中学校における健全育成のための取組	20
○令和6年度市内県立学校における健全育成のための取組	22
○参考資料	27

# 青少年センターの概要と活動状況

## 1 概要と施設等

青少年センターとは

青少年の健全育成を図るため、関係機関・関係団体・学校・地域・家庭等との連携を密にし、青少年に対する相談、指導、非行少年等の早期発見、早期補導及び情報資料の整備等、青少年の健全育成、非行防止に必要な業務を行い、青少年の健全な育成を図る実践的拠点である。

設置運営主体	新居浜市
主管部局	新居浜市教育委員会
設置年月日	昭和39年7月16日
所在地	新居浜市繁本町8番65号（平成5年9月から旧図書館跡へ移転）
職員	2人
補導委員	174人（令和6.6.1現在）

## 2 活動区域内の状況（令和6.5.1現在）

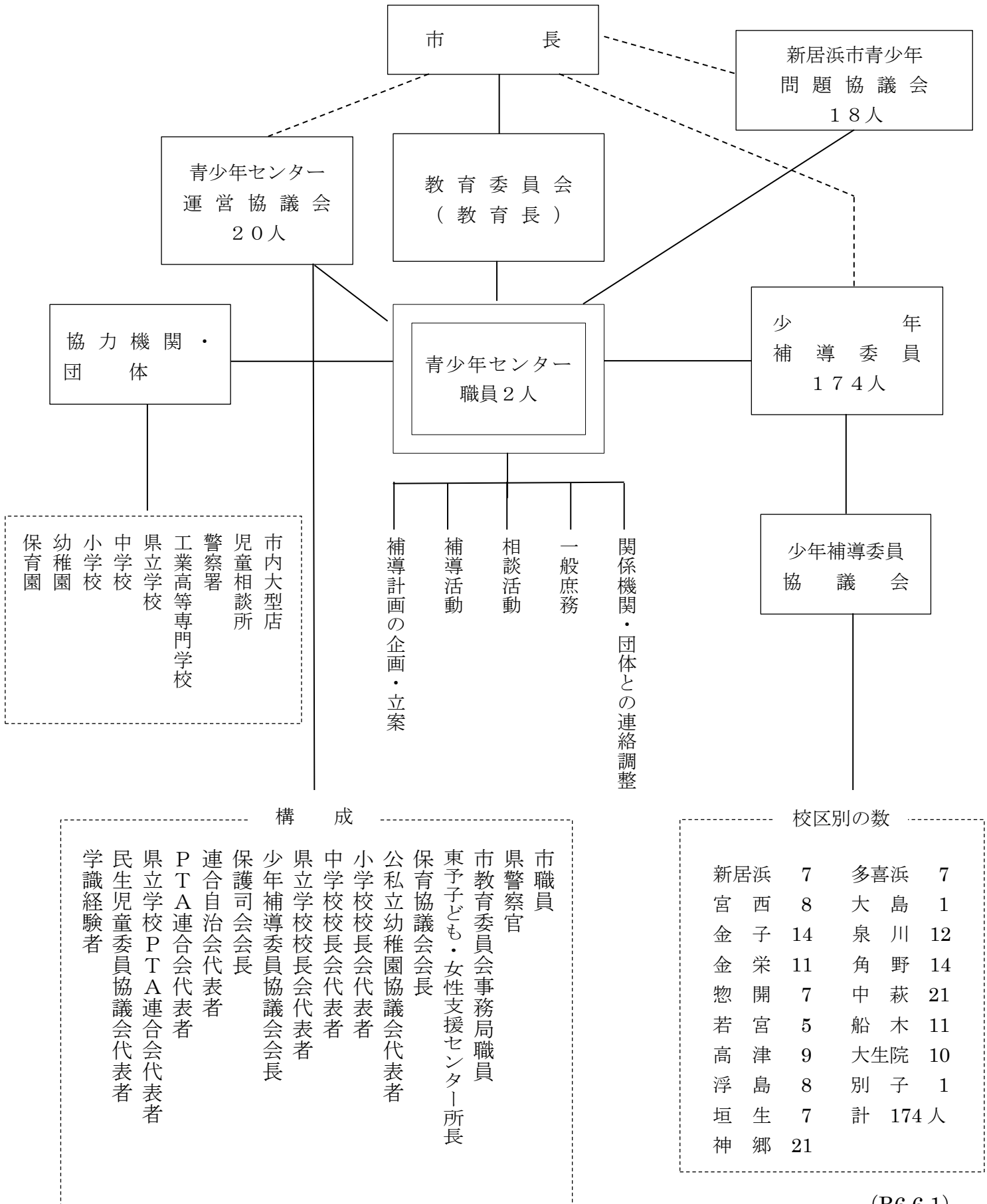
種 別						数
児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生 の 数						
学 校 等 の 数	区 分	市 立	県 立	国 立	計	
	小 学 校	16				5,572人
	中 学 校	12				3,008人
	高 等 学 校		5			2,657人
	特別支援学校		2			299人
	高等専門学校			1		1,039人
	合 計	28	7	1		12,575人
警 察 署 の 数						1
駐 在 所 ・ 交 番 の 数						12
児 童 相 談 所 の 数						1
簡 易 裁 判 所 の 数						1

（備考）高等学校生徒数の中には、定時制高校の41人を含む。

特別支援学校児童生徒数は、小学部・中学部・高等部の合計人数である。

3 組織機構

青少年センター組織・機構



(R6.6.1)

(備考) 県立学校は高等学校5校と特別支援学校2校からなる。

## 4 令和6年度新居浜市青少年センター運営方針、重点目標及び活動計画

### (1) 運営方針

- ア 関係機関・団体、学校、家庭、地域との連携を図り、青少年の健全育成に努める。
- イ 青少年に対する相談、指導に努め、非行集団等の早期発見・早期補導に努める。
- ウ 情報収集と資料整備、啓発活動に努める。

### (2) 重点目標

- ア 「見せる補導」を徹底し、非行の未然防止を図る。
- イ 学校周辺の巡回を行い、児童生徒の安全確保に努める。
- ウ 安全情報ネットワークの整備に努める。

### (3) 活動計画

ア 少年補導委員による街頭補導活動について

#### (ア) 通常街頭補導

- a 青少年センター作成の街頭補導実施計画に基づき、夏はポロシャツ、冬はジャンパーを着用の上、学校周辺や通学路を中心に巡回する。
- b 巡回時に、児童生徒に挨拶や声掛けを積極的に行うことで信頼を得るとともに、安全確保に努める。
- c 遊び場や通学路における危険個所の発見に努め、関係機関等に意見具申する。
- d 巡回時間帯は、原則として女性班は14時から16時まで、男性班は19時から21時までとする。
- e 毎月5日と第3金曜日を「少年を非行から守る日」と定め、無償の補導活動を実施する。

#### (イ) 特別街頭補導

- a 青少年センター作成の街頭補導実施計画に基づき、夏越祭、土曜夜市、夏祭り、花火大会、年末年始、地域行事等に巡回する。
- b 巡回時間帯は、季節による児童生徒の活動時間帯や、行事の実施時間に合わせ効果的な補導活動を実施する。
- c 夏休み中、適宜深夜補導を実施する。
- d 愛媛県少年補導委員連絡協議会が設定する県下一斉補導統一行動については、県補連の申し合わせによる計画に従い実施する。

#### (ウ) 広域巡回補導

- a 青少年センター作成の街頭補導実施計画に基づき、支部長が少年補導委員広域補導班を編成し、補導活動を行う。
- b 補導パトロール車により巡回を原則として第1・第3日曜日に行う。
- c 巡回時間は、原則として13時から15時までとする。
- d 効果的な巡回コースを季節や行事に合わせて検討して実施する。
  - ・常時：駅周辺、ゲームセンター、カラオケボックス、大型スーパー等
  - ・春：花見場所、公園、国領川河川敷
  - ・夏：市民プール、マリーナ人工海浜、種子川、公園、海岸 等

イ 相談活動について

(ア) 電話・来所・訪問相談

- ・子どもの養育や問題行動等に悩む保護者や青少年を対象として実施する。
- ・相談内容に応じ、関係機関との連携を図る。

(イ) 相談業務のPR

- ・市政だより等に掲載し、市民に周知する。

ウ 環境浄化活動について

酒・タバコ等販売店への協力依頼

(ア) 未成年者への酒・タバコの販売禁止を周知する。

(イ) 未成年者喫煙防止推進協議会等と連絡を図り、効果的な啓発を実施する。

エ 啓発活動について

(ア) 7月「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組

- a 市政だよりに啓發文書、健全育成標語を掲載する。
- b 健全育成標語のポスターを作成・掲示する。
- c 県下一斉補導を実施する。

(イ) 11月「子ども・若者育成支援強調月間」の取組

- a 市政だよりに啓發文書を掲載する。
- b 県下一斉補導を実施する。

(ウ) 「青少年センターだより」の掲載

オ 健全育成の推進について

青少年善行表彰

- ・社会の環境浄化等に功績のあった者に対し表彰する。

カ 少年補導委員の研修について

(ア) 市町少年補導委員「ブロック別」東予地区研修大会の開催

(イ) 愛媛県青少年健全育成推進大会、愛媛県少年補導委員連絡協議会50周年記念大会等への派遣

キ 関係機関・団体等との連携について

(ア) 不審者情報等の共有

知り得た情報を確認の上、関係者に周知する。必要に応じ周辺部のパトロールを実施する。

(イ) 関係機関・団体との連携、会合等への出席

- a 県立学校協議会生徒指導連絡協議会、県立学校PTA連合会生徒生活指導委員会、小・中学校生徒指導主事連絡協議会
- b 少年の飲酒防止対策会議、未成年者喫煙防止推進協議会、中央交番連絡協議会、新居浜地区非行防止対策協議会
- c 愛媛県少年補導センター連絡協議会、愛媛県少年補導委員連絡協議会、東予地区広域補導連絡協議会、東予地方青少年対策班会議
- d 青少年の非行・被害防止県民大会、愛媛の未来をひらく少年の主張大会
- e 上部地区補導連絡協議会、各校区青少年健全育成協議会等



## 5 青少年センター運営協議会

青少年センターの活動の実施に必要な方針、業務計画等の運営について協議決定する機関で20人の委員を委嘱している。

令和5年度の開催状況は次のとおりである。

第1回（令和5年6月6日）

- (1) 会長選出について
- (2) 令和4年度事業報告
- (3) 令和5年度事業計画
- (4) 少年補導委員の推薦について

第2回（令和6年2月19日）

- (1) 青少年善行表彰について
- (2) 少年補導委員の推薦について

## 6 令和5年度事業の概要

- 4月21日 愛媛県少年補導センター連絡協議会  
定例会 (松山市)
- 27日 少年補導委員定例支部長会
- 5月14日 新居浜市少年補導委員協議会総会  
(ウイメンズプラザ)
- 19日 県立学校協議会第1回生徒指導連絡  
協議会 (東高校)
- 26日 少年補導委員定例支部長会
- 31日 愛媛県少年補導委員連絡協議会第1  
回理事会 (松山市)
- 6月6日 第1回青少年センター運営協議会  
(市民文化センター)
- 7日 東予地区広域補導連絡協議会第1回  
代表委員会 (西条市)
- 23日 愛媛県少年補導委員連絡協議会定期  
総会 (松山市)
- 27日 少年補導委員定例支部長会



〈標語表彰式〉

7月1日～7月31日

### 青少年の非行・被害防止全国強調月間

- 7月1日 愛媛県少年補導委員連絡協議会東予  
ブロック研修大会 (西条市)
- 3日 県立学校PTA連合会 第1回生徒  
生活指導委員会 (西高校)
- 5日 「児童生徒を守り育てる日」  
県下一斉街頭補導活動
- 26日 青少年の非行・被害防止県民大会  
(愛媛県生涯学習センター)
- 8月18日 愛媛県少年補導委員連絡協議会第2  
回理事会 (松山市)
- 25日 少年補導委員定例支部長会

- 9月11日 県立学校協議会第2回生徒指導連  
絡協議会 (東高校)
- 14日 県立学校PTA連合会第2回生徒  
生活指導委員会 (西高校)
- 23日 四国地区少年補導センター連絡協  
議会香川大会 (東かがわ市)
- 10月27日 少年補導委員定例支部長会
- 11月1日～11月30日  
子ども・若者育成支援強調月間
- 11月6日 「児童生徒を守り育てる日」  
県下一斉街頭補導活動
- 10日 県立学校協議会第3回生徒指導主  
事連絡協議会 (東高校)
- 17日 愛媛県少年補導委員連絡協議会研  
修大会 (松山市)
- 27日 少年補導委員定例支部長会
- 12月13日 少年補導委員定例支部長会
- 1月19日 県立学校PTA連合会第3回生  
徒生活指導委員会 (西高校)
- 26日 少年補導委員定例支部長会
- 26日 安全祈願祭



〈安全祈願祭〉

- 2月13日 愛媛県少年補導委員連絡協議会第  
3回所長会 (松山市)
- 16日 第2回青少年センター運営協議会  
(市民文化センター)
- 27日 少年補導委員定例支部長会
- 29日 東予地区広域補導連絡協議会第2  
回代表委員会 (西条市)
- 3月8日 愛媛県少年補導委員連絡協議会第  
3回理事会 (松山市)
- 15日 中学校卒業式特別街頭補導
- 25日 少年補導委員定例支部長会

## 7 街頭補導

問題少年、非行少年集団の早期発見、早期補導を基本に、青少年センターの街頭補導実施計画に基づく少年補導委員などの昼夜の街頭補導、関係する機関、団体と連携したきめ細やかな、思いやりのある「愛の一声」による街頭補導を実施して健全育成、非行防止に努めている。

(第1表) 令和5年度街頭補導月別実施状況

月	区分	昼 間	夜 間	合 計
	5年 4月	回 数	2 2	2 2
人 員		8 3	1 0 4	1 8 7
5月	回 数	1 5	2 6	4 1
	人 員	5 9	1 3 1	1 9 0
6月	回 数	1 5	2 6	4 1
	人 員	5 1	1 3 6	1 8 7
7月	回 数	1 8	5 2	7 0
	人 員	7 0	3 1 7	3 8 7
8月	回 数	1 3	2 7	4 0
	人 員	4 0	1 3 2	1 7 2
9月	回 数	1 6	2 5	4 1
	人 員	5 1	1 2 5	1 7 6
10月	回 数	1 4	2 4	3 8
	人 員	5 0	1 0 5	1 5 5
11月	回 数	1 8	3 1	4 9
	人 員	6 2	1 5 7	2 1 9
12月	回 数	2 1	3 0	5 1
	人 員	7 1	1 3 7	2 0 8
6年 1月	回 数	2 0	2 7	4 7
	人 員	8 3	1 1 7	2 0 0
2月	回 数	1 4	2 0	3 4
	人 員	4 9	9 9	1 4 8
3月	回 数	2 7	2 4	5 1
	人 員	8 6	1 0 4	1 9 0
計	回 数	2 1 3	3 3 4	5 4 7
	人 員	7 5 5	1, 6 6 4	2, 4 1 9

(第2表) 街頭補導行為別状況

学職別 行為別	小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年	その他	計
飲 酒							0 (0)
喫 煙			4				4 (0)
怠学・怠業							0 (0)
金 銭 浪 費							0 (0)
不純異性交友							0 (0)
盛り場徘徊							0 (0)
不健全娯楽							0 (0)
不良交友							0 (0)
夜 遊 び							0 (0)
ゲームセンター							0 (0)
暴 走 行 為							0 (0)
無灯火・重乗等			6				6 (0)
声 か け 帰 宅 指 導	23 (9)	32 (11)	72 (36)				127 (56)
そ の 他							0 (0)
計	23 (9)	32 (11)	82 (36)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	137 (56)

( ) は内数で女子を表す。

## 〈補導の状況〉

街頭補導による令和5年度の補導総数は137人で昨年度と比べ微増している。

行為別にみると、声かけ・帰宅指導がトップで127人、この行為で全体の92.7%を占めている。127件を学職別にみると、小学生が23人、中学生が32人、高校生が72人となっている。

## 8 相談活動

少年相談について

青少年センターでは、青少年の健全育成と非行防止を図るため、子どもの養育、問題行動等で悩んでいる親や、その関係者並びに問題を持つ青少年自身を対象に、相談活動を実施した。

### (1) 相談日

毎週（月～金）8：30～17：15（祝日、年末年始の休日を除く）

### (2) 相談方法

- ア 来所相談 …… 相談を希望する者が来所して、相談室で相談する。
- イ 電話相談 …… 青少年相談電話（33-4152）により行う。
- ウ 招致相談 …… 補導活動等で問題少年を発見した場合に、相談の必要があると思われる者を青少年センターに呼んで相談を行う。

### (3) 相談の概況

相談の受理件数は、少年相談1件である。

少年相談の状況

令和5年度中の相談件数は1件で、相談方法は電話相談となっている。

〈参考〉過去の相談件数

項目	来所相談	電話相談	招致相談	合計
相談件数	0	1	0	1

令和4年	4
令和3年	4
令和2年	3
令和元年	3
平成30年	8
平成29年	17
平成28年	13

### ○相談対象者

学歴	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談件数	0	0	1	0	1

### ○相談内容

相談内容	家庭問題	学校	非行不良行為	その他	合計
相談件数	0	1	0	0	1

## 9 青少年善行表彰

新居浜市における青少年の資質向上、特に生活及び行動において善行著しい者について表彰している。

表彰の要件としては

- (1) 人命救助に功績のあった者
- (2) 社会の環境浄化に功績のあった者
- (3) 学校内外及び職場において不良化防止に功績のあった者
- (4) 困難を克服し明るい家庭づくりに功績のあった者
- (5) その他賞賛に値する善行のあった者

となっている。

また、表彰は推薦制とし、児童・生徒については小・中・高等学校長、有職青少年については職場責任者が、無職青少年については民生児童委員協議会長が教育長に推薦することになっており、青少年センター運営協議会に諮り、教育長が賞状と記念品の授与を行うことになっている。平成28年6月1日要綱の改正を行い、(1)の人命救助に功績のあった者等についての表彰は、その都度実施することとした。令和5年度中に表彰を受けた方は次のとおりである。

## 青少年善行表彰者

表彰年月日	住所又は学校名	被表彰者氏名	職業又は学年	推薦者	表彰の理由
R6.2.22	新居浜市立北中学校	水田 優音	1年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	安田 凌	1年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	佐々木 優太	1年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	岩本 彩聖	1年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	伊東 拓海	2年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	竹原 沙優	2年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	浅田 麻希	3年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	桑本 奈波	3年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	永易 亜依斗	3年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	菊池 海梅	1年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	田中 光應	1年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	日野 はるか	1年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	柳田 智哉	2年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	石川 結樹菜	3年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	松本 太陽	3年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)

## 青少年善行表彰者

R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	川村 彩夏	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動
R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	菅 美乃莉	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動
R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	戸田 航輝	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動
R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	西本 清晃	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動
R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	三木 心太	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動

### 10 環境浄化活動

利便性・営利性・享楽性等を求める社会風潮を反映して、青少年を取り巻く環境は、青少年の健全育成にとって、好ましくない影響を及ぼしている。

青少年を有害環境の汚染から守り、環境浄化を図るためには、その実態の把握が必要であり、環境浄化活動を運動として展開することが大切である。



# 1 令和5年の少年非行概況

## (1) 概況

◇ 刑法犯少年	29人	(前年度比 + 8人)
◇ 触法少年(刑法犯)	10人	(前年度比 + 2人)
◇ 特別法犯少年	11人	(前年度比 + 9人)
◇ 不良行為少年	228人	(前年度比 + 52人)

刑法犯少年、触法少年ともに増加した。

不良行為少年は昨年より大幅に増加した。

## (2) 特徴と傾向

### ア 依然として窃盗が主流

罪種別では、刑法犯少年・触法少年(刑法)39人中、窃盗が29人(74%)を占め、依然として窃盗が主流を占めている。窃盗のうち16人(55%)が万引きである。

初発型非行(万引き・自転車盗・オートバイ盗・占有離脱物横領)により検挙補導した少年は、39人中28人(72%)であった。

### イ 学生の非行

刑法犯少年・触法少年(刑法)39人のうち、小学生8人、中学生15人、高校生8人を検挙補導しており、学生の割合は79%を占め非行の中心は中学生である。

### ウ 女子非行

刑法犯少年・触法少年(刑法)39人中の女子は8人で、前年の6人より2人増加し、その全体に占める割合は21%である。

## 2 刑法犯少年・触法少年（刑法）罪種別・学職別状況

○ 窃盗は総数の55%を占めている。

(人)

罪種別	学職別	未 就 学	児 童 ・ 生 徒					有 職 少 年	無 職 少 年	合 計	令 和 3 年	
			小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	各 種 学 校 生					小 計
凶 悪 犯	殺 人											
	強 盗											
	放 火											
	不同意性交等		1					1		1		
粗 暴 犯	凶器準備集合											
	暴 行										2	
	傷 害		1		2			3	5	8	3	
	脅 迫										1	
	恐 喝											
窃 盗		6 (2)	15 (2)	6 (3)			27 (7)		2 (1)	29 (8)	16 (6)	
知 能 犯	詐 欺											
	そ の 他											
粗 暴 犯	不同意わいせつ											
	そ の 他							1		1		
占有離脱物横領												
そ の 他											7	
合 計			8 (2)	15 (2)	8 (3)			31 (7)	6 (1)	2 (1)	39 (8)	29 (6)
令 和 4 年			6 (2)	10	3 (1)		1	20 (3)	7 (2)	2 (1)	29 (6)	

注：（ ）は内数で女子を示す。

### 3 不良行為少年補導状況

- 不良行為少年は前年に比べ、52人増加した。
- 学職別では高校生が最も多く、次いで有職少年の順になっている。
- 行為別では喫煙が多く、次いで深夜はいかいが多い。

(人)

行為別	学職別	児童・生徒					有職少年	無職少年	合計	令和4年	
		小学生	中学生	高校生	大学生	学校各種 小計					
飲酒			3 (3)	3		6 (4)	12 (7)	2 (2)	14 (9)	2	
喫煙			9 (3)	26 (6)		1 (1)	36 (10)	47 (10)	102 (24)	109 (11)	
薬物乱用											
粗暴行為				1			1		1		
刃物等所持											
金品不正要求											
金品持ち出し											
性的いたづら											
暴走行為								1	1	1	
家出		2	5 (2)	5 (2)			12 (4)		12 (4)	2	
無断外泊											
深夜はいかい			36 (21)	29 (12)			65 (33)	14 (4)	18 (4)	97 (41)	52 (9)
怠学										1	
不健全性行為								1 (1)	1 (1)		
不良交友											
不健全娯楽											
火遊び										1	
迷惑行為										8 (3)	
合計		2	53 (29)	64 (20)		7 (5)	126 (54)	63 (16)	39 (9)	228 (79)	176 (23)
令和4年		2	32 (7)	47 (7)		6	87 (14)	70 (6)	19 (3)	176 (23)	

注：( ) は内数で女子を示す。

# 新居浜市青少年センター主管事業

## ◇青少年健全育成に関する標語

新居浜市では、特に7月1日～7月31日の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に重点的に、市民総ぐるみによる青少年育成のための活動を展開しており、この趣旨の徹底を図る一つの方策として、標語を募集し、優秀作品の表彰及び標語の掲示を行う。

### 1 趣 旨

児童・生徒が自ら悪に立ち向かい、健全に育つ姿勢をつくとともに、児童・生徒の非行根絶に全市民が立ち上がるよう呼びかけるための標語を募集する。

### 2 要 領

(1) 応募作品点数 各校3点

### 3 審 査

教育委員会において審査委員を選任して審査する。

### 4 表彰並びに活用

(1) 優秀作品は、強調月間中に教育委員会において表彰する。

(2) 「市政だより」その他の広報に掲載する。

(3) 強調月間中、小・中・高校及び公民館・市役所等に掲示する。

## 令和5年度青少年健全育成標語

### <最優秀>

だーいすき じぶんのことも ともだちも 神郷小1年 上原 碧 史

スマホより 目と目で話すと いい笑顔 別子中1年 伊藤 琴 優

その行い 未来の自分に 誇れるの? 工業高3年 岡田 昊 峨

### <優秀>

やめんけん なかよくしよや なかまやけん 角野小2年 木村 心 優

あいさつで 自分も相手も いい気分 船木小3年 渡辺 葉 月

あいさつは 笑顔と元気の 二刀流 中萩小5年 高橋 柚 羽

さりげなく 寄りそう気持ち つながる輪 角野中3年 酒井 小 桃

架空じゃない 画面の向こうは 同じ人 南 高1年 古川 佳 奈

# 令和6年度新居浜小・中学校における健全育成のための取組

## はじめに

新居浜市内には小学校が16校、中学校が12校ある。教育委員会の主催で生徒指導主事が集まり、小学校と中学校の連携、小学校・中学校それぞれの連絡調整を図っている。また、中・高生徒指導主事連絡会や家庭裁判所との連絡会などを通して、青少年の健全育成に努めている。

## 1 生徒指導主事会（連絡協議会を含む。）

### (1) 小・中学校生徒指導主事会の日程

	月日（曜）	時間	場所
第1回	4月24日（水）	14：00～	消防コミュニティ防災センター
第2回	8月28日（水）	14：00～	市役所
第3回	2月4日（火）	14：30～	市役所

### (2) 内 容

第1回「昨年度のいじめ・不登校の状況を踏まえ、今年度の課題とそれに向けて、どのような工夫、努力をしようとしているか」

- いじめ・不登校に対する積極的取組
- 小中別、中学校区別の情報交換

第2回「不登校児童生徒への支援」（出前講座）

- 不登校の現状と支援のあり方（愛媛県総合教育センター出前講座）
- 小中別、中学校区別の情報交換

第3回「生徒指導の取組について」

- 成果と課題
- いじめ、不登校の現状について
- 小中別、中学校区別の情報交換

## 2 いじめ実態調査編集委員会

### (1) いじめ実態調査編集委員会の日程

	月日（曜）	時間	場所
第1回	4月24日（水）	16：00～	消防コミュニティ防災センター
第2回	8月28日（水）	16：00～	市役所

### (2) 組織

小学校（11名）中学校（3名）教育委員会（1名）

### (3) 内容

- 6月27日(木)まで調査
- 対象は小学2年から中学3年まで、全クラスの集計をし、考察を加える。

## 3 その他

### (1) 補導連絡協議会への参加

- 新居浜警察署、青少年センター、各学校のPTA会長、PTA補導部長、補導支部長、各校の学校長、生徒指導主事が参加し、情報交換や諸連絡を行う。

### (2) 各校区の交番の連絡協議会への参加

- 交番、校区の諸団体の代表、生徒指導主事が参加し、情報交換を行う。

### (3) 各校区の関係機関との連絡会への参加

- 少年補導委員校区会議に参加し、情報交換を行う。
- 少年警察協助員会に参加し、情報交換を行う

## 4 むすび

健全育成のための取り組みとして、まず各小学校間、各中学校間、そして小中学校間の連携が大切であり、各会合時の情報交換はもちろんのこと、日頃から連絡を密にしていく必要がある。

また、地域や家庭への啓発活動及び関係諸機関との連携についても同様であり、普段からこまめに連絡を取り合い児童生徒の健全育成を推進していけるよう努力していかなければならない。

# 令和6年度市内県立学校における健全育成のための取組

## はじめに

新居浜市内県立学校では、各高等学校、特別支援学校間の連絡を図るために、新居浜市県立学校協議会を組織して、教務主任会、生徒指導主事会、体育主任会、人権・同和教育主任会などの協議会を設け、それぞれの分野の連絡、調整及び問題解決に当たっている。

生徒指導主事会としては、新居浜市内各補導機関との連携をもとに、市内各学校間の連絡・調整を図り、地域高校生の非行防止と、地域に根ざした連帯性・協調性に富み、心身共にバランスのとれた生徒の健全育成に努める。

## 1 新居浜市県立学校協議会生徒指導連絡協議会

各高校（全・定）・特別支援学校生徒指導主事、高専学生主事、中学校代表、市教育委員会、警察及び補導機関関係者で、情報交換をもとに地域高校生の非行防止対策等を協議、検討する。

### (1) 組織

#### ア 学校関係

◆新居浜市内県立学校生徒指導主事（全日制・定時制・特別支援学校）	8名
◆新居浜・四国中央地区生徒指導推進主任	1名
◆西条地区生徒指導推進主任	1名
◆新居浜工業高等専門学校学生主事	1名
◆新居浜市内中学校生徒指導主事代表	1名
◆当番校（新居浜商業高校）校長・教頭・係教員	4名

#### イ 関係機関講師

◆新居浜市教育委員会 教育長
◆新居浜市教育委員会 指導主幹
◆新居浜警察署 署長
◆新居浜警察署 地域課長
◆新居浜警察署 生活安全課長
◆新居浜警察署 交通課長
◆新居浜市青少年センター 所長
◆新居浜市市民部 危機管理課長
◆J R 四国新居浜駅 駅長
◆J R 四国新居浜駅 管理総括助役
◆新居浜市少年補導委員協議会 事務局長

(2) 会議の日時及び場所

	月 日 ( 曜 )	時間	場所
第1回	5月17日(金)	15:30～	新居浜商業高校
第2回	9月 9日(月)	15:30～	新居浜商業高校
第3回	11月11日(月)	15:30～	新居浜商業高校
第4回	2月14日(金)	15:30～	新居浜商業高校

(3) 内容

- ア 情報交換及び関係機関からの指導助言
- イ 新居浜市県立学校生徒指導共通事項について
- ウ 新居浜市県立学校PTA連合会生徒生活指導委員会について
- エ 新居浜市県立学校PTA連合会生徒生活指導委員会夜間街頭補導(夏季・冬季)について
- オ 新居浜市中高生徒指導連絡協議会について
- カ 自動車教習所(学校)との連絡会について
- キ 新居浜市県立学校交通安全の日の指導について
- ク 新居浜市県立学校交通サミットについて
- ケ 校外補導について
- コ JR通学指導について
- サ 新居浜市県立学校生徒指導連絡協議会について
- シ 四国中央地区・西条地区との連携について

2 新居浜市県立学校PTA連合会生徒生活指導委員会

各県立学校のPTAの生徒生活指導委員、警察及び補導機関の関係者で地域生徒の非行防止と健全育成のための研究並びに実践を行う。

(1) 会議の日時及び場所

	月 日 ( 曜 )	時間	場所
第1回	7月 1日(月)	19:00～	新居浜東高校
第2回	9月18日(水)	19:00～	新居浜東高校
第3回	1月17日(金)	18:30～	新居浜東高校

(2) 内容

- ア 関係機関からの指導・助言及び情報交換「高校生の補導と現状の問題点」
- イ 夜間街頭補導(夏季・冬季)について  
新居浜市内を川西・川東と上部地区に分け、5高校の生徒生活指導委員と教員(川西・川東8名、上部8名)で、パチンコ店、カラオケボックス、ゲームセンター、夜市、港公園等の巡視補導を実施する。



◆夏季夜間街頭補導期間 7月20日～8月31日 20:00～21:00

◆冬季夜間街頭補導期間 12月20日～1月10日 18:30～19:30

ウ 生徒指導の近況について

エ 新居浜市県立学校生徒指導共通事項について

オ 地方祭について

◆地方祭については、地方祭問題検討委員会で永年をかけての審議の結果、現状ではさまざまな諸条件が整備されておらず、『太鼓台は、新居浜市が全国に誇る伝統文化であり、これを継承し、後継者を育成することの意義は認めるが、高校生を地方祭に担き夫として参加させることについては、現状どおり禁止とする。』という結論に達している。

(平成13年度 市高P連生徒生活指導委員会で承認)

カ 飲酒・喫煙防止について

キ 交通安全指導について

ク 自動車等運転免許証の取得について

ケ 生徒健全育成運動の推進について

◆保護者のみならず、大型スーパー、カラオケ店、パチンコ店、キャンプ場等に対しても、文書を配り協力を要請して回った。

コ 講演

### 3 中・高生徒指導主事連絡協議会

中・高の生徒指導の連携を図るため、年2回連絡会をもち、研究協議や情報交換を行う。

#### (1) 会の日時及び場所

	月日(曜)	時間	場所
第1回	6月24日(月)	14:00～	文化センター 第2会議室
第2回	11月29日(金)	14:00～	文化センター 第2会議室

#### (2) 内容

ア 各高等学校の新生の現状について

イ 中学校及び高等学校の生徒指導の現状について

ウ 問題行動の防止、健全育成のための中高の連携について

エ 校外生活の問題場所や問題行動について

### 4 自動車教習所(学校)との連絡会

自動車等の運転免許証の取得及び交通事故防止等についての連携を図るために、新居浜市内の自動車教習所代表者と5高校の生徒指導主事及び生徒指導推進主任が、運転免許取得方法と生徒指導に関する同意事項について協議する。

《内容》

(1) 高等学校と自動車教習所(学校)との同意事項について

(2) 高校生の自動車等の運転免許証の取得上の諸問題について

## 5 市内高等学校交通マナーアップクラブ

平成11年度末、「高校生が良識ある社会の一員として自立していくため、生徒一人一人が正しい交通ルールとマナーを身に付け、交通安全活動の推進を図るとともに、交通事故防止に寄与することを目的」にして、各高等学校単位で交通マナーアップクラブを設立し、平成12年度始めには市内5高等学校が連携して、「新居浜地区高等学校交通マナーアップクラブ」を結成し、以後、登下校時の交通安全指導や自転車点検、施錠指導、地域安全マップの作成、JR新居浜駅前の清掃など、交通安全意識向上への取り組みを行っている。

## 6 市内高等学校交通安全の日の指導

高校生の交通安全と交通マナーの向上のため、毎月5日及び15日（当日が休日の場合は原則として翌日）を「5高校交通安全の日」と定め、新居浜警察署と連携して市内10ヵ所に各高校共同で教員・生徒を配置して、一斉に交通安全指導を実施する。

一学期	5/15 (水)	6/5 (水)	6/18 (火)	7/5 (金)	7/17 (水)
二学期	9/5 (木)	9/18 (水)	10/25 (金)	11/6 (水)	11/15 (金)
三学期	1/15 (水)	2/5 (水)	2/19 (水)	3/5 (水)	3/14 (金)

東 高	城下橋東詰め交差点	平形橋西詰め交差点	神郷小西三叉路
西 高	北中南東交差点（北側）	一宮神社横交差点	北中南東交差点（南側）
南 高	喜光地バリュー北西交差点	木村チェーン中萩店前交差点	下分酒店前交差点
工業高	北中南西交差点	平形橋西詰め交差点	王子橋西詰め交差点
商業校	城下橋西詰め交差点	みやもと眼科前交差点	商業高校東北交差点

## 7 JR通学補導

列車通学生の車内でのマナー等の向上のため、JR新居浜駅の全面的な協力を得て、新居浜市5高校合同で列車補導を実施している。

《補導の日時及び区間》

下校時 16:15～18:00（新居浜駅～伊予三島駅）・（新居浜駅～伊予西条駅）

一学期	5月21日（火）
二学期	9月20日（金） 11月22日（金）
三学期	1月24日（金）

◆新居浜～伊予三島間は、東高校・西高校・工業高校の3校で補導する。

新居浜～伊予西条間は、商業高校・南高校の2校で補導する。

◆列車に乗車する前と、帰着後には駅前及び駅裏周辺を巡視する。

◆土居～伊予三島間の補導には、土居高校も参加する。

## 8 新居浜市県立学校生徒指導連絡協議会

各高校・特別支援学校の校長・教頭・生徒課員で、各高校の生徒指導の現状と問題点・情報交換と連携協力等について協議し、生徒の健全育成に努める。

(1) 会議の日時 5月17日(金) 15:30～ 新居浜東高校

(2) 内 容

ア 新居浜市内県立学校生徒指導共通事項について

イ 身だしなみ指導について

ウ 交通安全指導について

エ その他生徒指導に関する諸問題について

## 9 その他

自転車乗車用ヘルメットの着用について

愛媛県高P連と相談の上、校長会にて全県立学校においてヘルメット着用を自転車通学等の許可条件とし、全校生徒へのヘルメット着用推進を決定した。

交通ルールの遵守や交通マナー向上を指導する中で、まず「自らの命は自らが守る」意識を高め、自主的にヘルメットを着用するよう、今後ともあらゆる機会を捉えて粘り強く交通安全教育を行って参りたい。

## おわりに

以上、新居浜市内の県立学校が各関係機関との連携のもとに、地域高校生の問題行動の防止と健全育成のため今年度の取組について紹介しました。関係諸機関の方々の高校生に対する熱い思いが、問題行動の防止や事故防止の原動力となり、市内県立学校関係者の大きな支えとなっていることです。まだまだ不十分な点も多くありますが、「市内県立学校はひとつ」を合言葉に、互いに力を合わせて心をつなげて、それぞれの活動をさらに充実させていきたいと思っております。

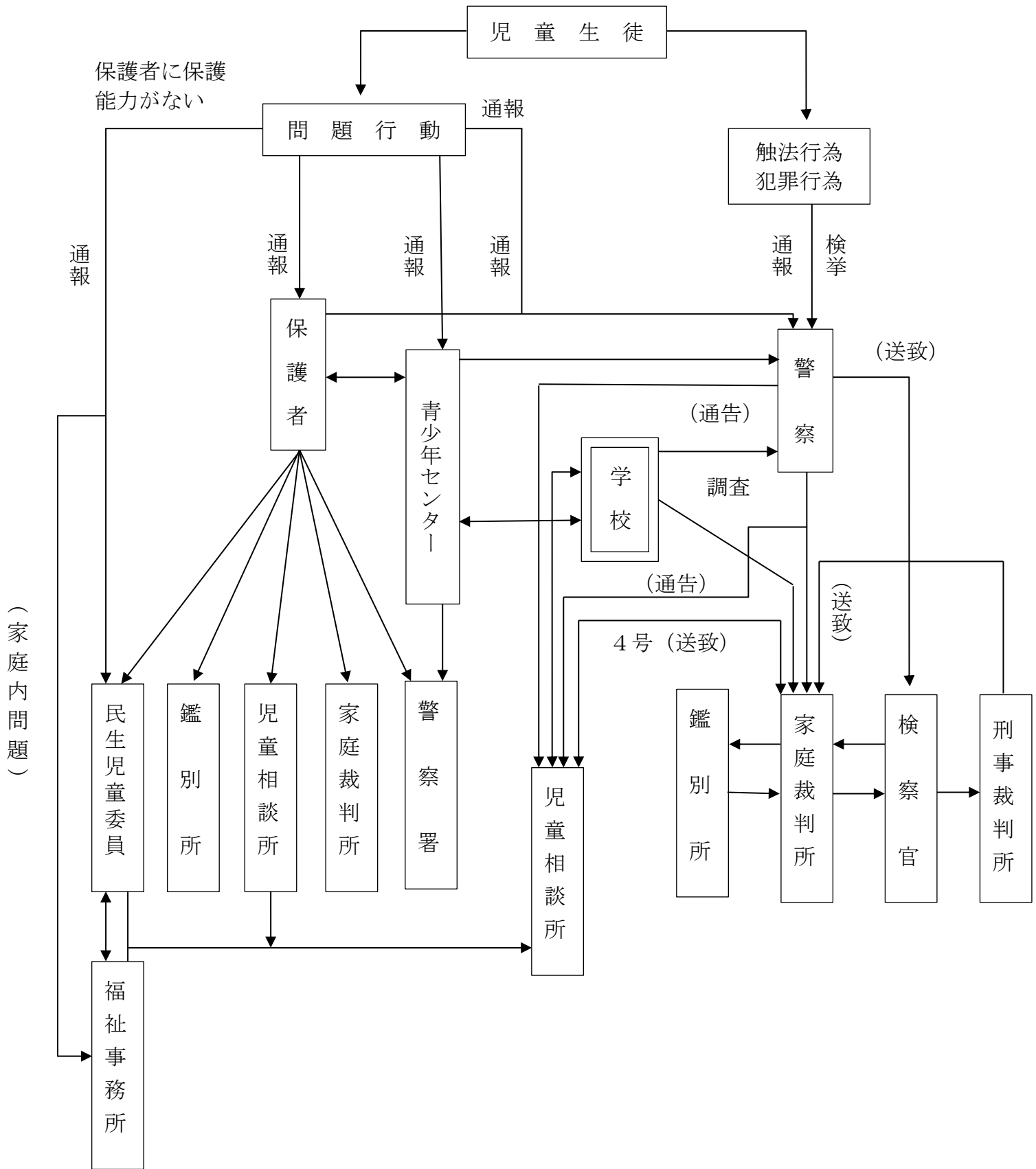
今後とも、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

# 資 料

## 1 関係機関一覧表

名 称	電 話	住 所	〒
新居浜警察署 生活安全課	0897-35-0110	新居浜市久保田町 3-9-8	792-0026
子ども・女性被害相談センター	41-6019	新居浜市土橋 1-7-23 (角野交番内)	792-0043
松山家庭裁判所 西条支部	0897-56-0696	西条市明屋敷 165 番地	793-0023
児童相談所			
福祉総合支援センター	089-922-5040	松山市本町 7-2 (愛媛県総合保健福祉センター内)	790-0811
東予子ども・女性支援センター	0897-43-3000	新居浜市星原町 14-38	792-0825
南予子ども・女性支援センター	0895-22-1245	宇和島市丸ノ内 3-1-19	798-0060
児童自立支援施設			
えひめ学園	0897-41-7601	新居浜市船木甲 2971-1	792-0856
児童養護施設			
愛媛慈恵会	089-921-1035	松山市東本 2-13-3	790-0916
親和園	089-963-8816	松山市中野町甲 916	791-1121
あすなろ学園	0898-41-9233	今治市中堀 4-2-26	799-2115
みどり寮	0895-22-1889	宇和島市住吉町 1-5-11	798-0003
八幡浜少年ホーム	0894-22-0026	八幡浜市五反田 1-25	796-8010
東新学園	0897-41-6145	新居浜市御蔵町 11-3	792-0047
三愛園	089-994-0550	松山市和田甲 125	799-2465
ひまわりの家	0894-89-3112	西予市宇和町久枝甲 1429	797-0020
きほく優愛の里	0895-49-5115	北宇和郡鬼北町大字近永 455-10	798-1341
松山信望愛の家	089-924-9215	松山市久万ノ台 251-1	792-8016
鑑別所 (松山少年鑑別所)	089-952-2841	松山市吉野町 3860	791-8069
青少年センター	0897-33-4152	新居浜市繁本町 8-65	792-0023
保護司会館	0897-32-4520	新居浜市徳常町 2-7	792-0022
新居浜市福祉事務所	0897-65-1240	市役所内福祉部	792-8585
市福祉部地域福祉課	0897-65-1240		
東予地方局	0897-56-1300	西条市喜多川 796 番地の 1	793-0042
愛媛県総合教育センター	089-963-3111	松山市上野町甲 650	791-1136
新居浜市総合福祉センター	0897-35-2940	新居浜市高木町 2-60	792-0031

## 2 児童生徒の問題行動と関係諸機関



### 3 新居浜市青少年センター運営協議会委員名簿

令和6年6月1日現在

区分	団体役職名	氏名	性別
市職員	こども未来課長	矢野 佳美	女
〃	こども保育課長	正岡 大典	男
県警察官	新居浜警察署 生活安全課長	山下 力	男
〃	新居浜警察署 地域課長	山本 哲司	男
市教育委員会 事務局職員	教育委員会事務局総括次長兼 社会教育課長	鈴木 今日子	女
〃	学校教育課指導主幹	矢野 秀和	男
県職員	東予子ども・女性 支援センター所長	永井 薫	男
学校職員	市内県立学校校長会会長 (東高校長)	竹宮 直孝	男
〃	中学校校長会代表 (東中校長)	山本 基二	男
〃	小学校校長会代表 (金栄小校長)	曾我部 大地	男
各種関係 団体代表者	市民生児童委員 協議会代表	森 直子	女
〃	市少年補導委員 協議会会長	今井 基博	男
〃	保護司会会長	鴻上 勝美	男
〃	市連合自治会理事	塩田 正	男
〃	市PTA連合会代表	園部 文洋	男
〃	市内県立学校 PTA連合会代表	秋山 直樹	男
〃	市保育協議会代表	菅 幸廣	男
〃	市公私立幼稚園 協議会代表	八子 美代子	女
〃	新居浜地区更生 保護女性会代表	谷村 ツユ子	女
学識経験者	(新居浜公民館長)	大野 美幸	女

### 4 新居浜市青少年問題協議会委員名簿

令和6年6月1日現在

区分	団体役職名	氏名	性別
市議会議員	市議会議長	小野 辰夫	男
〃	企画教育委員長	白川 誉	男
市職員	船木保育園園長	近藤 篤子	女
〃	神郷幼稚園園長	谷口 知子	女
教育長	教育長	高橋 良光	男
市教育委員会 委員	教育委員	本田 郁代	女
学校関係	県立学校校長会会長 (東高校長)	竹宮 直孝	男
〃	中学校校長会代表 (東中校長)	山本 基二	男
〃	小学校校長会代表 (金栄小校長)	曾我部 大地	男
県職員	東予子ども・女性 支援センター所長	永井 薫	男
県警察官	新居浜警察署長	吉良 浩幸	男
各種関係 団体代表者	市連合自治会理事	菅 春樹	男
〃	市PTA連合会代表	園部 文洋	男
〃	市民生児童委員 協議会代表	森 直子	女
〃	市少年補導委員 協議会会長	今井 基博	男
〃	保護司会代表	石倉 理恵子	女
学識経験者	新居浜地区更生 保護女性会代表	谷村 ツユ子	女

## 5 その他

### 青少年関係相談窓口一覧（R6.4.1 現在）

主な相談内容	相談機関名等	設置主体	電話番号	相談方法	相談時間
愛媛県青少年保護条例に関すること					
愛媛県青少年保護条例に基づく各種規制青少年有害環境対策について、その他青少年問題全般	県庁 県民生活課	県	089-912-2336（直通）	・電話相談 ・面談	月～金 8:30～17:15
愛媛県青少年保護条例に基づく自動販売機の設置・届出、有害図書類等の収納、陳列、表示、販売規制等	東予地方局 総務県民課	県	0897-55-1429（直通）	・電話相談 ・面談	月～金 8:30～17:15
精神保健福祉に関すること					
本人や家族の心の悩み、不安、病気や治療に関する相談等	心と体の健康センター	県	089-911-3880（代表）	・電話相談 ・面談 （予約制）	月～金 8:30～17:15
	西条保健所	県	0897-56-1300（代表） 内線 303・316		
思春期の悩みに関すること					
不登校、ひきこもり、摂食障害等の思春期に関する相談	心と体の健康センター	県	089-911-3880（代表）	・面談 （予約制）	火 9:00～15:00
ひきこもりに関すること					
ひきこもりに関する相談	心と体の健康センター ひきこもり相談室	県	089-911-3883（直通）	・電話相談 ・面談 （予約制）	月～金 9:00～17:00
子育てに関すること					
養育相談、虐待相談、18歳未満の児童に対する知的障がいに関する相談、その他児童に関すること（こどもの性格や行動についての不安、しつけや子育ての悩み、非行・不登校・いじめ相談等）	愛媛県福祉総合支援センター  東予子ども・女性支援センター	県	089-922-5040（代表）  0897-43-3000（代表）	・電話相談 ・面談	月～金 8:30～17:15
子育てに関すること	新居浜市子育て支援課 支援係	市	0897-65-1242（直通）	電話でお問い合わせください	
児童生徒全般に関すること					
いじめ・不登校・情緒不安・反抗・生活の乱れ・非行・無気力・学業不振・学習方法・興味・適正・進路など	総合教育センター教育相談室	県	089-963-3986（直通）	・電話相談 ・面談	月～金 8:30～17:15
いじめに関すること					
児童生徒等のいじめ問題について	いじめ相談ダイヤル 24	県	0120-0-78310	・電話相談	24 時間
	子どもの人権 110 番（松山地方法務局）	国	0120-007-110	電話でお問い合わせください	
	新居浜警察署	県	0897-35-0110	電話でお問い合わせください	
教育相談・こどもいじめ相談					
主に小中学生に関する相談。いじめ、不登校、非行、学校生活、養育に関すること等	新居浜市教育委員会 教育支援センター 「あすなろ教室」	市	0120-104-774	・電話相談	月～金 8:30～17:15

# 街頭補導活動について

1 青少年に対する声かけ、街頭補導には、次のような注意が必要です。

(1) 巡回について

- ・グループで巡回の場合は、固まることなく、各委員が適当な間隔を置き、周りに気配りをしながら巡回をする。
- ・青少年の動向を遠方に、又周辺に注意深く観察をすることが必要、私語等に気をとられ、これらの動向を見落とすことのないようにする。

(2) 呼びかけの要領

- ・時期を失うことなく自信をもって行うこと。
- ・愛情と善意を基本に行うこと。(威圧的に行わない。)(脅しは絶対にしない。)
- ・自然な態度で接すること。(相手を傷つけるような言動をとらない。)
- ・親しみをもって行う。(不快の念を抱かせない。)
- ・交通量、危険の度合い等周りの状況を考えて呼びかける。(事故防止)
- ・身分を明らかにすること。(制服や腕章の着用・補導委員手帳を呈示)

(3) 別れ際には

- ・感情が対立したまま別れないこと。(別れの言葉が大切)
- ・良い点は褒めてやり、悪い点は注意し、励ましの言葉等をかける。

(4) 事故防止に注意

- ・補導は任意の活動であり、無理はしない。(一人では行わない、必ず複数で行う。)
- ・夜は明るい場所で補導するなど周囲の環境に注意し、無理だと思った場合はすぐに警察に通報する。(35-0110)(緊急時は110番通報が早い)

\* 110番通報のポイント

あわてずに、落ち着いて話す。

- (1) 自分の住所、氏名、電話番号、少年補導委員ですと言う。
- (2) 何があったか。(3) いつあったのか。(4) どこであったか。
- (5) 事件、被害、事故等の様子。

2 補導関係者との連絡

- ・一人だけで解決に努めようとしない。(協力・情報交換)
- ・関係機関との連絡(学校への支援・警察への連絡、通報)

3 健全育成の精神

- ・少年補導の目的が、少年非行の防止と福祉にあたることをわきまえ、少年の健全育成を期する精神をもって行うこと。

4 秘密の保持(市青少年センター処務規程第5条第2項少年補導委員の任務)

- ・秘密の保持に留意して、少年その他の関係者から不安の目で見られることのないように配慮すること。

～地域の子どもたちに、愛の一声をお願いします～



# 青少年センター・少年補導委員協議会のあゆみ

年 月 日	項 目
昭和 32 年	補導員第一期 適任者 8 日間講習を実施
	所管 新居浜地区連合防犯対策協議会・警察署
昭和 34 年	補導モデル地区に国指定
1 月 6 日	新居浜市少年補導委員協議会結成
昭和 35 年	1 月 1 日 新居浜市少年補導委員会会則施行 新居浜少年補導センター設置規程施行
	6 日 少年補導センター開所式 新居浜市公会堂内
昭和 39 年	3 月 少年補導車〔公用車〕事務連絡及び広域補導のため設置
	総理府の指定地区・国庫補助対象センター
	少数精鋭〔算定基準設定〕
4 月 1 日	青少年センター市へ移管（所管 市民生活部）
7 月 16 日	新居浜市青少年センター設置及び管理条例制定 新居浜市甲 6 8 5 番地
昭和 40 年度	青少年センターだより 第 1 号・第 2 号発行
昭和 41 年度	青少年センターだより 第 3 号発行 善行表彰始まる
昭和 42 年度	単車による広域補導始まる
昭和 43 年	4 月 1 日 愛媛県青少年保護条例施行
昭和 46 年度	東予地区広域補導体制確立 車両による広域補導
昭和 47 年	4 月 1 日 教育委員会へ移管 新居浜市繁本町 8 番 6 5 号
昭和 48 年	四輪補導車購入
昭和 49 年	11 月 29 日 県補導協設立総会及び研修会の開催
昭和 55 年	4 月 5 日 補導車第 2 号登録
昭和 56 年	8 月 7 日 県補導協市町村ブロック別研修〔東予〕新居浜大会の開催
昭和 62 年	定数性施行・再任 6 7 歳まで・新任 6 0 歳まで
平成 3 年度	中・高校生徒指導主事の補導センター勤務
	県補導協市町村ブロック別研修〔東予〕新居浜大会の開催
3 月 24 日	国際ソロプチミスト新居浜から青少年センター普通車寄贈
平成 4 年	4 月 1 日 機構改革により少年補導センターを青少年センターに改称
	市補導協会長・県補導協監事 大川康夫氏就任
平成 5 年	9 月 青少年センター所在地 旧図書館跡へ移転〔適応指導教室〕設置
平成 6 年	4 月 1 日 新任委員 6 1 歳未満
平成 8 年	適任者 3 日間講習を実施
平成 9 年	7 月 県補導協市町村ブロック別研修〔東予〕新居浜大会の開催
平成 10 年	6 月 市補導協会長・県補導協監事 池西豊治氏就任
平成 12 年	県補導協副会長 池西豊治氏就任
平成 14 年	適任者 2 日間講習を実施
	市補導協会長・県補導協監事 久石 保氏就任
平成 15 年	10 月 補導ジャンパー披露会
平成 16 年	4 月 別子山校区に補導委員 2 名配置
	補導委員に半袖 T シャツ配布

年 月 日	項 目
平成 17 年	3 月 22 日 国際ソロプチミスト新居浜南からパトロール車寄贈
	5 月 8 日 市補導協会則の変更 補導委員に長袖 T シャツ配布
平成 18 年	補導委員に半袖 T シャツ配布
	県補導協副会長 久石 保氏就任
	市補導協会長表彰創設 23 名
平成 19 年	補導委員に新ジャンパー配布
平成 20 年	5 月 新任補導委員に半袖 T シャツ配布
	市補導協会長表彰 3 名
平成 21 年	5 月 補導委員に半袖 T シャツ配布
平成 22 年	4 月 1 日 新任補導委員に半袖 T シャツ配布
	5 月 9 日 市補導協会長表彰 19 名
	6 月 29 日 新任委員満 63 歳に、再任満 72 歳未満に改正
	7 月 1 日 新任補導委員に半袖 T シャツ配布
	7 月 29 日 新任研修 33 名
平成 23 年	11 月 11 日 愛媛県青少年健全育成推進東予（新居浜）大会の開催
平成 24 年	4 月 1 日 新任補導委員に半袖 T シャツ配布
	7 月 7 日 県補導協市町少年補導委員〔ブロック別〕東予地区研修〔新居浜大会〕の開催
平成 26 年	5 月 11 日 市補導協会長 箱岡一郎氏就任
	9 月 26 日 愛媛県少年補導委員連絡協議会 40 周年記念大会
平成 27 年	5 月 22 日 新任委員満 68 歳未満、再任満 72 歳未満に改正
	11 月 12 日 愛媛県青少年健全育成推進東予（新居浜）大会の開催
平成 28 年	7 月 9 日 県補導協市町少年補導委員〔ブロック別〕東予地区研修〔新居浜大会〕の開催
平成 29 年	4 月 補導委員に新ポロシャツ配布
平成 31 年	2 月 18 日 再任委員満 75 歳未満に改正（ただし、後進の育成のため、必要な人材に限る。）
令和元年	11 月 6 日 愛媛県青少年健全育成推進東予（新居浜）大会の開催
令和 2 年	10 月 補導委員に新ジャンパー配布
令和 4 年	補導委員に新ポロシャツ配布
令和 5 年	5 月 14 日 市補導協会長 今井 基博氏就任
令和 6 年	7 月 13 日 県補導協市町少年補導委員〔ブロック別〕東予地区研修〔新居浜大会〕の開催

年	補導委員数	補導回数	補導従事人数	職員数
昭和 50 年	204	609	3,068	
51 年	207	881	3,194	
52 年	207	800	2,987	
53 年	196	1,213	3,754	
54 年	196	1,220	3,874	
55 年	196	1,406	4,255	
56 年	202	1,270	4,108	
57 年	200	1,320	4,219	4 (非 1)
58 年	200	1,138	3,884	4 (非 1)
59 年	193	1,214	4,471	4
60 年	192	1,299	5,138	4
61 年	196	1,082	4,106	4
62 年	195	1,217	4,465	4
63 年	204	1,081	4,069	4
平成 元 年		992	3,656	
2 年	204	1,014	3,964	4 (非 1)
3 年	200	995	3,804	4
4 年	200	776	3,563	7 (非 4)
5 年	200	728	3,411	7
6 年	196	800	3,999	7
7 年	195	730	3,696	8 (非 5)
8 年	201			8 (非 4)
9 年				
10 年		666	3,211	
11 年	198			3 (非 1)
12 年	191	685	3,182	
13 年	191	664	3,047	4
14 年	198	674	3,424	4
15 年	200	684	3,140	3
16 年	191	622	2,697	3
17 年	196	638	2,869	2
18 年	192			2
19 年		626	2,609	
20 年	191	606	2,701	2
21 年	195	614	2,722	2
22 年	187	610	2,777	2
23 年	194	594	2,780	2
24 年	189	613	2,886	2
25 年	191	601	2,810	2
26 年	186	611	2,825	2
27 年	190	609	2,740	2
28 年	191	647	3,051	2
29 年	189	630	2,921	2
30 年	192	621	3,045	2
令和 元 年	195	613	2,942	2
2 年	191	554	2,524	2

3 年	191	471	2,095	2
4 年	190	526	2,351	2
5 年	181	547	2,419	2
6 年	174			2

